

令和2年（行ノ）第4号 行政上告受理申立て事件

申立人 河濟盛正 外32名

相手方 山口県知事村岡嗣政

上告受理申立て理由書

2020（令和2）年4月17日

最高裁判所 御中

申立人ら代理人弁護士 田 川 瞳



同 弁護士 白 井 俊 紀



同 弁護士 内 山 新 吾



第1 上告受理申立て理由の骨子

- 1 山口県知事から公有水面埋立法（以下、「公水法」という。）2条1項に基づく埋立免許を受けた訴外中国電力株式会社（以下、「中国電力」という。）は、埋立工事に着手した2009（平成21）年10月7日から3年以内である2012（平成24）年10月6日までに工事を竣功しなければならないと指定（公水法13条）されていたところ、竣功期限前日の2012（平成24）年10月5日に、当時の山口県知事に対し、公水法13条の2第1項に基づき、上記免許にかかる設計概要変更・工事竣功期間延長許可申請（以下「本件許可申請」とい

う。)をした。本件は、山口県の住民である上告受理申立人らが、本件許可申請について、山口県知事がその許否の判断を、審査に要する合理的期間が経過するまでになすべきであったにもかかわらず、これを行わずに留保したこと（判断留保）が、山口県知事に与えられた裁量権を逸脱濫用した違法なものであり、この違法な判断留保の期間中になされた支出により山口県が損害を被ったことから、被上告受理申立人が判断留保期間中の山口県知事及びその相続人に対し、金員の支払いを請求するものである。

2 本書面において、上告受理申立人らは、原審である広島高等裁判所の本件許可申請に対する判断留保は申請者である中国電力の同意があるから違法ではないという判示内容（後述の第2項）が、公有水面埋立免許が公共の利益等を制約するものであり、伸長許可申請は公共の利益が制約された状態で判断されることを考慮していない点に加え、申請者である中国電力が判断留保を望むというねじれた事実関係にあることを看過し、公水法の解釈を誤っていることについて第3項で詳述する。そして、第4項で、山口県知事が合理的な期間内に本件許可申請に対する許否処分ができる状態であったにもかかわらず、これを理由なく留保していることは明らかであり、かかる事実関係のもとでは、公水法の趣旨に沿って、13条の2の「正当ノ事由」の審査期間について山口県知事に与えられた裁量権の範囲を判断すれば、判断留保は当然に裁量権の逸脱濫用により違法であることを述べ、第5項において原判決の公水法の解釈の誤りは結論に影響を及ぼすものであることを明らかにする。

第2 原判決の判示内容

原審である広島高等裁判所は、公水法13条の2が規定する公有水

面埋立免許の伸長許可の「正当ノ事由」の存否を審査するにあたって、公水法には審査期間に定めがなく、判断にあたっては専門的・技術的知見が必要であることから、審査期間についても許可権者である県知事の裁量が及ぶとした。そして、埋立免許の伸長許可の審査期間に一定の制限がある理由を、行政処分の申請があった場合に、これを受けた行政機関が合理的な期間内に当該申請に対する判断を行うことが要請され、行政庁はこれを担保するための標準処理期間を定めるべきこととされているのは、当該申請を行った者において、速やかに許可・認可等の処分をしてくれることを期待し、また、仮に申請に対する拒否処分であっても、今後の対応を考える必要性等から、そのことを早く知ることを期待するという、申請者の利益を主に考慮したものであるとした。埋立伸長許可の審査期間制限の趣旨からすると、申請者が処分につき任意に同意をしているものと認められる場合には、その同意が継続している限りにおいて、原則として、当該申請に対する判断を留保することが裁量権の範囲の逸脱、濫用にはならないというべきであって、このような場合には、他に当該判断留保を違法と断ずべき特段の事情が認められる場合を除き、これを違法と言うことはできないと判断した。

第3 公水法の解釈に誤りがあること

1 はじめに

上記第1で述べた原審の判断は、公水法13条の2の解釈を誤ったものであるから、上告受理申立理由がある（民事訴訟法318条1項）。原審は、公水法13条の2の「正当ノ事由」の審査期間に制限がある理由を判断するにあたり、公水法の趣旨を全く考慮せず、他の行政処分一般の法理を根拠として判断している。しかし、行政機関の

行った活動の違法性が認められるかどうかを判断するにあたっては、問題となった行政活動が個別法の付与する権限の行使として法的に正しいかどうかという観点から審査されなければならない。本件においては、個別法たる公水法が、中国電力がした本件許可申請にあたって、許可権者である山口県知事に審査にあたっていかなる事情を考慮し、どれだけの期間を許容しているかが検討されなければならない。

2 公有水面埋立法の規定

(1) 公有水面の意義

公水法は、公有水面を「河、海、湖、沼其ノ他ノ公共ノ用ニ供スル水流又ハ水面ニシテ国ノ所有ニ属スルモノ」と定義している（同法1条）。したがって、公水法における公有水面とは、①水流又は水面であること、②公共の用に供するものであること、③国の所有に属するものであることの3つの要件を必要とする。

(2) 公有水面の埋立免許申請の手続き

公有水面の埋立免許を受けようとする者は、埋立区域、埋立地の用途、設計の概要、埋立に要する期間等を明示した願書を提出しなければならない（同法2条2項）。都道府県知事は、埋立免許の申請があった時は、これを告示して公衆に縦覧し、かつ地元市町村長の意見を聴取しなければならない、関係都道府県知事への通知をしなければならない（同法3条）。そして、都道府県知事は、埋立免許をしたときにもこれを告示しなければならない（同法11条）。

(3) 公有水面埋立免許の基準

免許権者である都道府県知事は、上記（2）で述べた埋立免許の申請がなされると、同法4条1項各号の要件を満たした場合においてのみ免許を与えることができる。同法4条1項各号の規定は以下

のとおりである。

- 一 国土利用上適正且合理的ナルコト
- 二 其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト
- 三 埋立地ノ用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体（港務局ヲ含ム）ノ法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト
- 四 埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模ガ適正ナルコト
- 五 第二条第三項第四号ノ埋立ニ在リテハ出願人ガ公共団体其ノ他政令ヲ以テ定ムル者ナルコト並埋立地ノ処分方法及予定対価ノ額ガ適正ナルコト

六 出願人ガ其ノ埋立ヲ遂行スルニ足ル資力及信用ヲ有スルコト
更に、当該公有水面について権利を有する者に対しては、申請があった場合の通知をしなければならないだけでなく、権利を有する者の同意が必要であるとされ、埋立による利益が損害の程度を著しく超過すること、及び埋立が法令に依り土地を収用又は使用する事業の為必要であることが埋立免許の許可要件とされている（法4条3項）。

（4）着手と竣功の指定期間

そして、上記のような申請と各要件の審査を経た後、埋立免許を受けた者は、埋立の着手及び竣工を都道府県知事の指定する期間内に行われなければならない（同法13条）とされ、この指定期間内に工事の着手及び竣功がなされない場合には、埋立免許は失効するものとされている（法34条2項）。

3 公有水面埋立免許の性質

上記の具体的規定からすると、公有水面埋立免許は、国民共有の財産である貴重な公有水面を埋め立てて、特定の者に土地の造成を認め竣

功を免許の条件として所有権を与えるものであり、講学上の特許にあたる。この特許たる公有水面埋立免許は、国民の共有財産である公有水面について、国土利用の適正性や環境保全・災害対策の充分性を満たした公共の必要性が高いと認められる場合にのみ、その指定された埋立の用途、工事の着手と竣功の指定期間内に限って認められたものである。このように、公有水面埋立免許は、国の所有権・使用权、公共の利益並びに公有水面について権利を有するものの権利の制約ないしは侵害のうえに成り立っているものであることに留意しなければならない。

4 埋立免許の伸長許可の判断

(1) すでに述べたとおり、公有水面埋立免許は、指定された期間内に着手及び竣功をしなければならないとされ、指定期間内の着手及び竣功がなされない場合には、埋立免許は失効する。他方、指定期間内に着手及び竣功がなされない場合であっても、都道府県知事において「正当ノ事由」ありと認めるときは、指定期間の伸長を許可することができる（同法13条の2第1項）。

(2) 上記3で述べたように、公有水面埋立免許が国民の共有財産である公有水面について、国土利用の適正性や環境保全・災害対策の充分性を満たした公共の必要性が高いと認められる場合にのみ、その指定された埋立の用途、工事の着手と竣功の指定期間内に限って認められたものであることからすれば、公有水面埋立免許の伸長許可にあっても、「正当ノ事由」の有無は免許付与時と同様に厳格に審査がなされなければならない。そうでなければ、埋立免許時の審査を形骸化させてしまうことになる。そして、「正当ノ事由」の審査期間は、埋立免許付与にあたり埋立の着手及び竣功の期間が指定されていることからすれば、その審査期間についても一定の制限あるというべきである。

(3) 加えて、伸長許可の判断は、すでに埋立免許により公共の利益ないしは権利を制約されている中でなされるものであることも留意されなければならない。本件と同様に、申請に対する応答の留保が問題となった最判昭和60年7月16日（民集39巻5号989頁）では、建築確認申請に対し、確認処分がなされなかったことから、建築確認を申請した建築主が応答の留保が違法であると主張した。この事案において、最高裁判所は、「建築主が確認処分の留保につき任意に同意をしているものと認められる場合のほか、必ずしも右の同意のあることが明確であるとは言えない場合であっても、諸般の事情から直ちに確認処分をしないで応答を留保することが法の趣旨目的に照らし社会通念上合理的と認められる時は、その間確認申請に対する応答を留保することを持って、確認処分を違法に遅滞するものということとはできない。」と判示している。

しかし、この事案では、処分の留保により不利益を受けるのは、申請者ないしはそれに付随して私的な利益を有する関係者であるのに対し、本件は、「公共ノ用ニ供スル」公有水面（公水法1条）について「国土利用の適正性・合理性の有無や環境保全及び災害防止の配慮の十分性等」の検討の結果、国の所有権や使用权、公衆の利用の自由を制限する埋立免許が既になされている段階における公有水面埋立免許の伸長許可申請に対する「処分の留保」であり、それが適法であれば、「処分の留保」の期間中は、その制限が延長され、国や公衆に不利益を及ぼし続けることになるのであるから、事案を全く異にする。

(4) 確かに、伸長許可申請に対する審査期間の適法性を考えるにあたり、申請者たる中国電力の利益は、申請者である以上、一定程度考慮されることを否定するものではない。しかし、これまで述べたとおり公有水面埋立免許が、国民の共有財産である公有水面について、国土

利用の適正性や環境保全・災害対策の充分性を満たした公共の必要性が高いと認められる場合にのみ、その指定された埋立の用途、工事の着手と竣功の指定期間内に限って認められたものであり、しかも、すでに公共の利益の制限を伴う公有水面埋立免許がなされた状態で審査される伸長許可の審査期間について、申請者の利益のみを考慮し、申請者である中国電力が「処分の留保」に異議を唱えないことのみをもってこれを違法でないと評価したことは一面的すぎると言わざるを得ない。

5 特段の事情があること

(1) すでに述べたとおり、公有水面埋立免許の期間の伸長許可の審査期間の適法性を検討するにあたり申請者の利益を考慮すべきとしても、本件においては、申請者である中国電力は、審査期間が長く判断が留保されることにより利益を受ける立場にあったのであるから、原判決の言うところの「特段の事情」があるというべきである。

(2) すなわち、申請者である中国電力は、申請者として、原判決が摘示するような「速やかに許可・認可等の処分をしてくれることを期待し、また、仮に申請に対する拒否処分であっても、今後の対応を考える必要性等から、そのことを早く知ることを期待する」という立場にはなかった。中国電力は、国の原発の不新設原則により、上関原発の新設の為の工事の着工や竣功が、少なくとも当面困難な中で、経営政策として、これが可能となった時は、上関原発の新設をすることを選択肢としては確保しておきたいという方針により、一方で、埋立免許を失効させず、他方で、竣功期限内の着工も竣功もせず、本件でその後の経過がそうであったように、その期限の直前になれば竣功期限を延長して対処をして、事実上無期限に埋め

立て免許の効力を存続させておくという意味で、判断留保が中国電力にとっても最も都合のよい方策であったのである。したがって、中国電力が判断留保に異議を唱えないことは至極当然なのである。

- (3) 加えて、埋立免許が「国土利用の適正性・合理性の有無や環境保全及び災害防止の配慮の十分性等」の審査を経て、指定された用途に限定され、着手及び竣功の指定期間が定められていることからすると、伸長許可申請に対する審査を留保することは脱法的な伸長許可に等しい。上記(2)で述べたとおり、申請者である中国電力にとって、判断留保されることが利益になるという本件のねじれた状況において、申請者が同意する限り、伸長許可に対する判断を留保できるのであれば、無制限に審査期間を許容することになる。これは、公水法が埋立免許に際して着手及び竣功期間を指定し、その期間内に着手及び竣功しない場合には埋立免許が失効するとした趣旨に明らかに反している。
- (4) このように、本件では、申請者が申請に対する処分を期待するという立場になく、逆に判断留保が利益になるというねじれた状態にあり、申請者が判断の留保に同意することは当然の帰結なのである。そして、そのような状況において、申請者の同意があるからといって、伸長許可の判断を留保できるとすれば、公水法の趣旨に反して、脱法的に伸長許可を与えているに等しい。したがって、本件では、行政処分の審査期間に関する一般的法理が妥当しないのであるから、原判決が言うところの「他に当該判断留保を違法と断すべき特段の事情」がある場合に当たる。

第4 本件において裁量権の逸脱濫用が認められること

1 はじめに

上記第3で述べた公有水面埋立免許の性質，その埋立免許の指定期間の伸長許可がどのように判断されるべきかを前提とすると，山口県知事は，本件許可申請に対する判断を違法に留保したというべきである。すなわち，山口県知事は，標準処理期間内に本件許可申請が公水法13条の2第1項の「正当ノ事由」を具備しているかの要件審査を行い，これに対する判断をすることができたにもかかわらず，かかる判断をしなかった。本件許可申請に対する判断の留保は，裁量権を逸脱濫用した違法であり，この違法な判断留保の結果，本件免許は失効した。

2 本件許可申請が伸長許可の要件を明らかに満たしていないこと

(1) 指定期間内に工事を竣功できなかつた合理的理由がないこと

ア 山口県の審査表の審査項目によれば，指定期間伸長許可申請にかかる要件の一つが，「指定期間内に工事を竣功できなかつたことについて合理的な理由があること」とされており，その具体的な内容は「阻害要因及びその解消」「新たな指定期間内の確実な竣功」である。山口県と中国電力との間では，以下のとおりのやりとりがなされており，中国電力は，平成23年3月11日の福島第一原子力発電所の事故を受け，工事を一時中断しており，山口県に対する回答の中で，政府が明らかにした原子力発電所の「新設・増設は行わない」という方針（不新設原則）についての，政府の検討期間中は工事の着手は行わないという立場を明確に示して，現に工事にも着手していなかつた。

イ 山口県は，平成24年10月23日付の文書（乙10）により，中国電力に対して，「平成23年3月の福島第一原発の事故以前の約1年5月の間に埋立工事ができなかつた理由」及び「平成24年

4月1日から同年10月4日」までの間の埋立工事の進捗状況」について説明を求めた。これに対し、中国電力は、平成24年11月13日付の文書（乙17）において、「東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、埋立工事を一時中断した」とし、同事故を受け、平成23年3月15日から平成24年10月4日までの間の「工事の進捗はない。」と回答した。このように、中国電力は、平成23年3月11日に発生した、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本件公有水面の埋立工事を中断していた。

ウ そして、平成24年10月23日付の文書（乙10）において、山口県は、中国電力が報道資料の中で、本件延長許可申請が「政府の検討がなされる中で、当面の現状維持を目的とする」と明らかにしていたことから、「埋立工事を直ちに進める意思がないということは、延長許可を受けた場合、埋立工事に着手した日から起算して6年以内に竣功できることを説明した工程表との整合性がない」と指摘し、「仮に現状維持を目的に申請している場合、現状維持の期間の見込み及び当該期間を控除した実質の工事期間について説明の上、当該実質の工事期間内に設計変更後の埋立工事を確実に竣功できること」についての説明を求めた。これに対し、中国電力は、平成24年11月13日付の文書（乙17）において、すでに、「政府が本年9月14日に発表した「革新的エネルギー・環境戦略」において、原子力発電所の「新設・増設は行わない」との原則が示され、この原則の具体的な適用については、現在も検討が進められている状況にあるため、引き続き政府の検討を注視する必要がある」が、「政府の検討期間等に確定的なものではなく、それを工程の前提に置くことはできない」として工程表の記載は当該期間を前提としたものではないと回答した。

この回答を踏まえ、山口県が、「埋立工事を直ちに進める意思がないということは、伸長許可を受けた場合、埋立工事に着手した日から起算して6年以内に竣功できることを説明した工程表との整合性がない」として更なる説明を求めたところ（乙11）、中国電力は、平成24年12月21日付文書（乙18）で、前述と同様に政府の検討を注視する必要があるとしながら、「政府において検討が行われる期間がどの程度となるのかが判断できなかった」ため、申請時点において考えられる工程表によって申請したと回答した。

そうすると、遅くとも中国電力による平成24年12月21日の文書（乙18）の回答がなされた時点で、中国電力が不新設原則の政府の検討を注視し、当該期間が明らかになるまでは、たとえ、本件許可申請により期間伸長が認められたとしても、中断している工事を再開させることはないという方針を立てていたことが明確である。

そのうえで、中国電力は、平成25年1月25日付文書（乙19）において、工事の進捗について「埋立に関する工事の進捗よく状況報告書」で報告する主要な工種の進捗はないことから、工事進捗率は0%とした」と回答し、現に、工事に進捗がないことを報告した。

このように、中国電力は、竣功期間を指定するものの、政府が明らかにした原子力発電所の「新設・増設は行わない」という不新設原則についての、政府の検討期間中は工事の着手は行わないという立場を明確に示し、現に、工事にも着手しなかった。そうすると、政府が不新設原則を撤回するか、上関原発について例外的に新設が許容されることが確実になるまでは、中国電力が工事に着工することはないのであるから、中国電力が指定した竣功期間内に工

事が竣功できないことが明白であった。そして、結局のところ、政府の検討期間は明らかではないのであるから、指定期間内に工事を竣功させることができないことは、中国電力が平成24年12月21日に回答をした時点においてすでに明確であった。

エ したがって、本件許可申請は、標準処理期間満了日である平成25年2月26日より前の平成24年12月21日までに、山口県が要件審査に用いている審査項目のうちの「阻害要因の解消」及び「新たな指定期間内の確実な竣功」すなわち、「指定期間内に工事を竣功できなかったことについて合理的な理由があること」という要件を満たしていなかったことが明らかとなっていた。

(2) 埋立を継続して行う必要性がなかったこと

ア 山口県の審査項目では、公水法13条の2第1項の正当の事由の有無の2つめの要件として、「今後埋立を続行するのに十分な理由があること」と定めており、その内容として、「期間延長後の竣功時点における土地需要が明確で、継続して埋立を行う必要があること（埋立の必要・土地利用計画の確定）」とされている。山口県と中国電力は、以下のとおり、当該要件についてのやりとりを行っているが、上記(1)で検討したとおり、不新設原則との関係で、期間延長後の土地需要が明確とはいえ、継続して埋立を行う必要があるとはいえないことが明らかであった。

イ 山口県は、中国電力に対し、平成24年10月23日付の文書（乙10）において、「福島第一原発の事故以降の、国のエネルギー政策における上関原子力発電所計画の位置付けを踏まえ、現在においても原子力発電所用地としての土地需要があることが明確であり、かつ、今後も引き続き原子力発電所用地としての土地需要があることが明確であるということを説明されたい。」とし、「報道

等によれば、貴社が平成24年3月27日に経済産業省に提出した平成24年度電力供給計画では、上関原子力発電所の着工年月、営業運転開始年月の時期は未定とされている。」ことを指摘したうえで、「今後の上関原子力発電所の着工、営業運転開始の時期の見通しについて説明する」よう求めた。これに対して、中国電力は、平成24年11月13日付書面の文書（乙17）において、『革新的エネルギー・環境戦略』において、原子力発電所の『新設・増設は行わない』との原則が示され、この原則の具体的な摘要については現在も検討が進められている状況にあるので、引き続き、政府の検討を注視する必要があると考えている。」としたうえで、「今後の見通しについては、現時点においてお示しできる状況にない。」と返答した。

ウ 上記（1）で述べた新たな指定期間内の確実な竣功が明らかでなかったことと関連して、中国電力による平成24年11月13日付書面の文書（乙17）での回答がなされた時点において、すでに、政府における原発の不新設原則が撤回されていないため、本件で問題となっている公有水面について原子力発電所用地としての土地需要があることが明確ではなかったことが明らかであった。

したがって、標準処理期間である平成25年2月26日より前の段階において、本件延長申請にかかる土地について、期間延長後の竣功時点における土地需要が明確ではなかったのであるから、本件許可申請は、「今後埋立を続行するのに十分な理由があること」という要件も満たしていないことが明らかであった。

にもかかわらず、山口県知事は、標準処理期間満了後の平成25年3月19日にも、電気事業者である中国電力の「国のエネルギー政策における上関原発の位置付け等」についての認識といった、

公水法13条の2第1項の「正当の事由」の判断において、無意味な事項について、中国電力との間で繰り返しやりとりを行っていた。

3 小括

(1) 以上のとおり、本件許可申請は、標準処理期間である平成25年2月26日より前の段階において、公水法13条の2第1項の「正当ノ事由」について、山口県が作成した審査表の要件である指定期間内に工事を竣功できなかったことについての合理的理由があること、及び今後埋立を続行するのに十分な理由があることといういずれの要件も満たしておらず、山口県知事もこのことを認識していた。そうすると、山口県知事は、平成24年12月21日時点において、本件許可申請に正当の事由がないことが明らかであったのであるから、標準処理期間である平成25年2月26日までに、本件許可申請を「正当の事由」がないとして不許可にすべきであった。しかし、山口県知事は、かかる判断をせずに、裁量権を逸脱して違法に判断を留保した。

(2) その結果、遅くとも平成25年2月26日より後になされた、本件埋立免許に関する支出は違法の支出として県に損害を与えたのであるから、山口県知事がこれらの損害を賠償しなければならない。それと同時に、平成25年2月26日の経過により、本件埋立免許は失効したと解すべきである。

(3) 尚、仮に、標準処理期間満了時点において免許が失効していると判断できないとしても、山口県と中国電力との間で説明と回答のやりとりがなされている間も、中国電力は工事に着手することなく時間が経過していき、平成25年3月19日、山口県が回答期限を平成26年4月11日と回答期限を設けて、延長申請に対する判断を

留保した時点において、平成27年10月6日の竣功が確実とはいえないことが明らかであるから、遅くともこの時点において、山口県知事は判断をなすべきであった。したがって、遅くとも平成25年3月19日時点を越えて判断を留保したことは、裁量権を逸脱濫用した違法な判断留保であり、これにより平成25年3月19日時点で本件埋立免許が失効したと評価すべきことは明らかである。

第5 原判決の判断には判決に影響を及ぼす法令解釈の誤りがあること

1 原判決の判示内容の誤り

公水法の趣旨から導き出される公有水面埋立免許の性質、厳格な指定期間の趣旨を前提とすると、埋立免許の伸長許可の判断にあたっては、埋立免許により制限を受けている公共の利益をも考慮すべきであり、その審査期間も厳格に解されなければならない。しかし、原判決は、公水法の趣旨を考慮せず、伸長許可の申請に対する判断を山口県知事が留保し続けたことについて、申請者である中国電力の同意があることのみをもって、裁量権の逸脱濫用はなく違法ではないと判断した。この原判決の判断は、公水法の趣旨を無視したものであり、かつ、本件における特段の事情をも考慮しないものであり、公水法の解釈の誤りがある。

2 法令解釈の誤りが結論に影響を及ぼすこと

(1) そして、第4で述べたとおり、本件において、山口県知事は、標準処理期間内に本件許可申請に対する判断をすることができる状態にあった。仮に、標準処理期間内に判断できなかつたとしても、平成25年3月19日時点において、平成27年10月6日の指定期間までの竣功が確実でないことが明らかであったから、遅くとも平成25年3月19日までに、処分をなすことができた。この

ように、山口県知事は、公有水面埋立免許の伸長許可の判断ができる状態であったにもかかわらず、これを留保し続けた。

(2) 公有水面埋立免許が国土利用の適正性や環境保全・災害対策の十分性を審査し、着手及び竣功の期間が厳格に定められたうえで認められているのは、申請者の利益だけでなく、公有水面埋立免許により制限される公共の利益が存在しているからである。そうすると、すでに埋立免許がなされている伸長許可の判断は、申請者の同意があるとしても、純粹に伸長許可の要件審査がなされた時点において速やかに処分がなされなければならない、審査期間についての山口県知事の裁量の範囲にも自ずと限界がある。公水法13条ノ2は、山口県知事による判断留保の期間を申請者の同意があれば裁量権の範囲を逸脱濫用に当たらないという解釈をおよそ許容していない。

(3) ところが、原判決は、山口県知事による本件許可申請に対する判断留保について、申請者である中国電力の同意があることから、裁量権の範囲を超えておらず違法ではないとした。この判断は、公水法の解釈を誤っている。公水法13条ノ2の正当な解釈がなされていれば、山口県知事による判断留保は、法の許容する裁量の範囲を超え、裁量権の逸脱濫用により違法であった。以上のとおり、原判決の法令解釈の誤りは、判決の結論に影響を及ぼすものであるから、原判決は取り消されなければならない。

以 上